

【備考】
・各委員会は、原則として当該委員会の委員長である理事・副学長に紐づくよう記載
・委員長が理事・副学長でないものについては、最も所掌が近いと考えられる理事・副学長に密接した紐づけ(オレンジの文字で記載)
・規程上、理事の諮問に応じて審議する委員会についても、最も所掌が近いと考えられる理事・副学長に紐づけ(青字で表示)

